

令和 7 年度 被害者保護増進等事業費補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業
(先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援に限る) 公募要領

令和 7 年 6 月 2 4 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「JATA」という。）では、国土交通省から被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業：先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援に限る）の交付決定（令和 7 年 5 月 3 0 日付）を受け、自動車運送事業者における先進安全自動車（ASV）の導入事業を助成することにより、自動車運送事業の安全性の向上を図り、もって被害者の保護を増進することを目的とする事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他留意事項は、本公募要領に記載されておりですので、応募される方は本公募要領を熟読のうえ、令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業）交付規程（令和 7 年 6 月 1 3 日輸技協事国事第 7－1 号。以下「交付規程」という。）にしたがって手続きを行っていただくようお願いいたします。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、JATA としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

したがって、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識をされたいと、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 応募の申請者が JATA 申請システムで申請する場合、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の A S V 装置が搭載された自動車に係る申請に際し、申請者の責任の下に導入し、十分に内容を確認のうえ申請してください。
- 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について JATA の承認を受けなければなりません。なお、JATA は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施することがあります。補助事業に関して不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、支払い済みの補助金のうち取消対象となった額を返還していただくことになります。
- なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1. 補助金の目的と性格

- 本事業は、自動車運送事業者が先進安全自動車（ASV）を導入する経費を補助することにより、自動車運送事業の安全性の向上を図り、もって自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることを目的としています。
- 補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- これらの義務が十分果たされないときは、JATA より改善のための指導を行うとともに、事態の重大な事案については、交付決定を取消しすることもあります。また、このような事業者からの新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 補助対象事業の要件

- （１） 本事業は、事業者が衝突被害軽減ブレーキ等の ASV 装置を導入する事業を対象とします。
- （２） 補助対象車両は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日までに新車新規登録された車両であること。（割賦販売による所有権留保は認められません。）

3. 補助対象事業者、補助対象装置及び補助対象車両

（１） 補助対象事業者

本業務において、補助金の交付を申請できるもの（補助対象事業者）は次の①、②又は③の事業を営む法人又は個人の者とします。ただし、交付規程別紙様式 1「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはいたしません。

- ①一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、又は特定貨物自動車運送事業を営む者であって、以下のいずれにも該当する者。

- （ i ） 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者、または中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合である者（以下「中小企業者等」という。）

（ ※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。）

- ・ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

- （ ii ） 申請日から過去 3 年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていない者（行政処分情報については、以下の国土交通省ホームページ「自動車総合安

全情報 行政処分情報」にて検索することができます。)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O3punishment/index.html>

- (iii) 貨物自動車運送事業を営業者であって、申請時点において、補助対象装置を導入された車両の所属する営業所の届出車両数が5両以上である者
- ②一般貸切旅客自動車運送事業を営業者であって、①(ii)に該当する者(地方公共団体を除く)
- ③①及び②に該当する者に補助対象装置が導入された事業用自動車を貸し渡す者(リース事業者)

(2) 補助対象装置

① 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

機能要件

- ・ 協定規則(国連の車両等の型式認証相互承認協定に基づく規則をいう。以下同じ。)第131号(改訂版補足第2改訂版)の技術的な要件に適合し、前方の障害物の検知対象を歩行者まで検知する性能を有するものであること。

② 車間距離制御装置+車線維持支援制御装置

機能要件

以下に掲げる要件を満たすものであること。

- ・ 車間距離制御装置及び車線維持支援制御装置を備え、各装置が相互に制御するものであること。
- ・ 車間距離制御装置は、以下の機能を有するものであること。

I. 作動条件

- (a) 装置は、運転者の意志により当該装置の作動・非作動を選択できるスイッチを有し、かつ、運転者の意志により当該装置が作動するようにスイッチを操作した場合にのみ作動するものであること。
- (b) 装置は、運転者が当該装置の作動中に何らかの操作を行った場合には、運転者の操作が優先されるものであること。

II. 機能要件

- (a) i 装置を備えた自動車は、当該装置作動中、他の交通環境を的確に把握し、設定した車間間隔を保った走行が可能であること。ただし、前走車が急激な制動を行った場合を除く。
- ii 装置には道路線形を的確に把握し、道路の曲線に應じ設定した目標車速での走行が可能となるよう減速する機能を付加することができる。
- (b) 装置は車両が停止している場合を除き、運転者が主制動装置を操作した場合には装置の作動を解除するものであること。
- (c) 情報提供及び警報は、視覚的、聴覚的、触覚的の何れか、またはこれらの組合せによって運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できなければならない。

III. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (a) 装置の作動状況（各スイッチの接続状況、装置の作動の有無、機能限界）を運転者に表示する機能を持つ
- (b) 設定車速（車速を設定していない場合を除く）及び設定車間を運転者に表示する機能を持つ
- (c) 装置の故障状態を運転者に表示する機能を持つ

IV. 告知

- (a) 次に掲げる場合には、運転者がただちに必要な操作が行えるよう音及び表示により告知すること。
 - i 装置が故障により作動しない場合
 - ii 装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合
 - iii 装置の作動中、運転者による主制動装置の操作が必要となる状態を感知した場合
- (b) 次に掲げる場合には、運転者がただちに必要な操作が行えるよう音又は表示により告知すること。
 - i 運転者の意志により装置が作動するようにスイッチを操作した場合であって、作動条件から外れているため、装置が作動しない場合
 - ii 装置の作動中、運転者の意志により装置の作動が解除された場合（主スイッチによる解除を除く。）

V. フェイルセーフ

- (a) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。
- (b) 装置に故障が発生した場合には、当該装置の作動が安全に停止する機能を有するものであること。
- (c) 装置の主要な機能は、二重系統であることが望ましい。

VI. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(d)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (a) 装置が作動する場合及び作動しない場合（装置が待機状態になる場合及び主スイッチ、副スイッチの操作状態による違いを含む。）
 - (b) 装置の発する音、表示及びその意味
 - (c) 装置の効果
 - (d) 装置の機能限界、機能限界を超えた場合及び機能停止した場合に運転者がとるべき措置
 - (e) その他使用上の注意
- ・ 車線維持支援制御装置は、協定規則第 79 号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものであること。

③ ドライバー異常時対応システム

機能要件

- ・ 協定規則第 79 号の技術的な要件に適合したもの又は「ドライバー異常時対応

システムガイドライン」(平成 28 年 3 月国土交通省自動車局)の要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものであること。

④ 先進ライト

機能要件

- ・自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯であって、以下の要件を満たすものであること。
 - (a) 自動切替型前照灯については、協定規則第 48 号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するもの。
 - (b) 自動防眩型前照灯及び配光可変型前照灯については、協定規則第 48 号及び第 149 号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するもの。

⑤ 側方衝突警報装置

機能要件

- ・協定規則第 151 号の技術的な要件に適合したもの又は以下に適合したものであること。
 - I. 作動条件
 - (a) 装置は、運転者に対し、自車の右折、左折、車線変更、又は交差点への進入の際に、作動するものとする。
 - (b) 装置は、車両停止中および走行中に作動しなければならない。
 - (c) 装置は、運転者席の反対側(左側)の側方を対象とする。また、運転者席側(右側)の側方、左前方、右前方を対象とすることもできる。
 - (d) 検知する障害物は、走行中の自転車とし、それ以外に停止中の自転車、歩行中又は停止中の歩行者、走行中又は停止中の車両、静止障害物を対象とすることもできる。
 - (e) 装置は、誤った情報提供、及び警報は最小限に抑えなければならない。
 - (f) 装置は、運転者による中断手段を提供してもよい。また、本装置は、新しいイグニッションサイクルの開始の都度、自動的に作動状態へ復帰するものとする。

II. 機能要件

- (a) 装置は、左折、右折、車線変更、又は交差点へ進入する際に、運転者に対して、自車周辺の障害物との衝突の危険を知らせる装置である。
- (b) 情報提供は、運転者への障害物の存在を報知する。警報は、車両と運転者操作の情報を使って衝突の可能性を予測し、障害物との衝突の危険性が高い場合に、運転者に対して即座に適切な行動・操作を促す。
- (c) 情報提供、及び警報は、視覚的、聴覚的、触覚的の何れか、またはこれら組合せによって運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できなければならない。

III. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (a) 装置のアクティブ状態もしくはオフ状態を運転者に表示する機能を持つ

(b) 装置の故障状態を運転者に表示する機能を持つ

IV. 告知

(a) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。

i 装置が故障により作動しない場合

ii 装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

V. フェイルセーフ

装置は、当該装置のシステムに故障が発生した場合、運転者が認識する手段を有すること。

VI. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(c)については、使用者が確実に熟知するように配慮すること。

(a) 装置が作動する場合及び作動しない場合

(b) 装置の発する音、表示及びその意味

(c) 装置の機能限界（装置によりいかなる場合でも側方衝突の警報が可能と誤解されないよう注意すること）

(d) その他使用上の注意

⑥ 後側方接近車両注意喚起装置

機能要件

・ 以下に適合したものであること。

I. 作動条件

(a) 装置は、運転者に対し、車線変更の際に、作動するものとする。

(b) 装置は、少なくとも36km/h以上で、走行中に作動しなければならない。

(c) 装置は、車両の後側方および左右を対象とする。

(d) 検知する障害物は、走行中の車両とする。

(e) 装置は、誤った情報提供、及び警報は最小限に抑えなければならない。

(f) 装置は、運転者による中断手段を提供してもよい。また、本装置は、新しいイグニッションサイクルの開始の都度、自動的に作動状態へ復帰するものとする。

II. 機能要件

(a) 装置は、後側方の障害物について運転者へ通知し、車線変更時、隣接車線へ進入する際に、後側方の障害物との衝突の危険を警告する装置である。

(b) 情報提供は、運転者への後側方の障害物の存在を通知する。情報提供は、視覚的に行い、運転者が車線変更時に運転席から気づき、昼夜問わず容易に確認できなければならない。

(c) 警報は、車線変更時、運転者への後側方の障害物との衝突の危険を警告する。警報は、視覚的、聴覚的、触覚的の何れか、またはこれら組合せによって行う。視覚的に行う場合は、運転者が車線変更時に運転席から気づき、昼夜問わず容易に確認できなければならない。

III. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (a) 装置のアクティブ状態もしくはオフ状態を運転者に表示する機能を持つ
- (b) 装置の故障状態を運転者に表示する機能を持つ

IV. 告知

次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。

- (a) 装置が故障により作動しない場合
- (b) 装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

V. フェイルセーフ

装置は、当該装置のシステムに故障が発生した場合、運転者が認識する手段を有すること。

VI. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(c)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (a) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (b) 装置の発する音、表示及びその意味
- (c) 装置の機能限界（装置によりいかなる場合でも側方衝突の警報が可能と誤解されないよう注意すること）
- (d) その他使用上の注意

⑦ 統合制御型可変式速度超過抑制装置

機能要件

- ・「統合制御型可変式速度超過抑制装置 ガイドライン」（令和2年5月国土交通省自動車局）の要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものであること。

⑧ アルコール・インターロック

機能要件

- ・「呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針」（平成24年4月国土交通省自動車局）の要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものであること。

⑨ 事故自動通報システム（後付けのものを除く）

機能要件

- ・協定規則第 144 号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものであること。

⑩ 事故自動通報システム（後付けのものに限る）

機能要件

- ・以下に掲げる機能を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- (a) 後付けの事故自動通報システム（以下「システム」という。）は、事故等により強い加速度等が発生した場合に、自動的にコールセンター※へ通報し、通話できるものであること。

※24 時間 365 日の運用体制を構築し、後付け事故自動通報システムから通報を受けた際に、事故時の被害軽減の観点から必要であると判断した

場合には、消防へ接続できるものに限る。

- (b) システムは、上記の場合のほか、手動によっても上記コールセンターに通報し、通話できるものであること。
- (c) システムは、通報時に位置情報、時刻、車両情報、通報が自動又は手動であるかの別など、コールセンターが消防に接続することとなった場合に必要情報を発報するものであること。
- (d) システムは、機械的動作が円滑であること。
- (e) システムは、事故発生後も機能を維持できる十分な耐久性を有するものであること。
- (f) システムは、品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (g) システムは、次に掲げる場合には、当該装置の表示部（画面等）において、運転者に告知するものであること。
 - i システムが故障により正常に作動しない場合
 - ii システムの作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合
- (h) 申請時において、上記コールセンターへの接続を含めた通信環境が令和11年3月末日まで維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

⑪ 車輪脱落予兆検知装置（後付けのものを除く）

機能要件

- ・ 以下に適合したものであること。

I. 作動条件

- (a) 装置は、少なくとも自動車の走行中（30km/h以上）において作動するものであること。
- (b) 装置は、運転者による当該装置の作動・非作動を選択できる手段を有してもよい。その場合、装置は、新しいイグニッションサイクルの開始の都度、自動的に作動状態へ復帰するものであること。

II. 機能要件

- (a) 装置は、車輪脱落の予兆として、車輪に取り付けられたホイール・ナットに緩みがあった際、車輪の脱落に至らぬよう余裕を持たせて当該緩みを検知するものであること。
- (b) 装置は、自動車の後輪又は全ての車輪において車輪脱落の予兆を検知するものであること。
- (c) 情報提供は、警報以外の情報を視覚的又は聴覚的に運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できるものであること。
- (d) 警報は、車輪脱落の予兆を検知した際に視覚的及び聴覚的に運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できるものであること。
- (e) 警報のみを非作動とする手段を有する装置においては、警報のみを非作動とした後に車輪脱落の予兆が検知された場合は、少なくとも視覚的又は聴覚的いずれかの警報が自動的に作動するものであること。

- (f) 装置は、誤った情報提供及び警報を最小限に抑えなければならない。

III. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (a) 装置の作動・非作動
- (b) 装置の故障状態

IV. 告知

次に掲げる場合には、運転者がただちに必要な操作が行えるよう視覚的又は聴覚的に運転者に告知するものであること。

- (a) 装置が故障により作動しない場合
- (b) 装置の作動中、運転者の意思によらず装置が非作動状態となった場合

V. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(d)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (a) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (b) 装置の発する音、表示及びその意味
- (c) 警報報知時の取り扱い
- (d) 装置の機能限界
- (e) その他使用上の注意

⑫ 道路標識注意喚起装置

機能要件

- ・ 以下に適合したものであること。

I. 作動条件

- (a) 装置は、自動車の走行中において作動するものであること。
- (b) 装置は、運転者による当該装置の作動・非作動を選択できる手段を有してもよい。

II. 機能要件

- (a) 装置は、少なくとも下記4つの道路標識を検知し、運転者に情報提供又は注意喚起するものであること。
 - 最高速度
 - はみ出し通行禁止
 - 一時停止
 - 車両進入禁止
- (b) 情報提供は、警報以外の情報を視覚的に運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できるものであること。
- (c) 警報にて注意喚起する手段を有する装置においては、運転者が道路標識を見落とした際に視覚的又は聴覚的に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できるものであること。
- (d) 装置は、誤った情報提供又は注意喚起を最小限に抑えなければならない。

III. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (a) 装置の作動・非作動
- (b) 装置の故障状態

IV. 告知

次に掲げる場合には、運転者がただちに必要な操作が行えるよう視覚的又は聴覚

的に運転者に告知するものであること。

(a) 装置が故障により作動しない場合

V. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(c)については、使用者が確実に熟知するように配慮すること。

(a) 装置が作動する場合及び作動しない場合

(b) 装置の発する音、表示及びその意味

(c) 装置の機能限界

(d) その他使用上の注意

(3) 補助対象車種（補助対象装置を搭載した事業用の車両）

① 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）

- ・車両総重量 3.5 トン超のトラック
- ・バス

② 車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置

- ・トラック
- ・バス
- ・タクシー

③ ドライバー異常時対応システム

- ・トラック
- ・バス
- ・タクシー

④ 先進ライト

- ・トラック
- ・バス
- ・タクシー

⑤ 側方衝突警報装置

- ・車両総重量 3.5 トン超8トン以下のトラック
- ・バス

⑥ 後側方接近車両注意喚起装置

- ・車両総重量 3.5 トン超のトラック
- ・バス

⑦ 統合制御型可変式速度超過抑制装置

- ・バス

⑧ アルコール・インターロック

- ・トラック
- ・バス
- ・タクシー

⑨ 事故自動通報システム

- ・トラック

- ・バス
- ・タクシー
- ⑩ 車輪脱落予兆検知装置
 - ・車両総重量8トン以上のトラック
 - ・乗車定員30人以上のバス
- ⑪ 道路標識注意喚起装置
 - ・トラック
 - ・バス
 - ・タクシー

※ トラックにはトラクタ（第5輪荷重を有するものに限る）も含まれます。

4. 補助率等

- （1）3.（1）で定義する補助対象事業者が中小企業者等に該当する者及び貸渡事業において貸し渡し先の自動車運送事業者が中小企業者等に該当する場合は、取得に要する経費の $1/2$ （ただし、国庫補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。）
- （2）3.（1）で定義する補助対象事業者が②のうち、中小企業者等以外の者及び貸渡事業において貸し渡し先の自動車運送事業者が中小企業者等以外の者に該当する場合は、導入に要する経費の $1/3$ （ただし、国庫補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。）

(3) 補助限度額等

(ア) 補助限度額等早見表

(トン数：車両総重量)

区 分	補助対象装置	補助対象車両	補助率 ^{注1}	補助限度額 ^{注1}
①	衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	3.5t 超のトラック バス	1/2 (1/3)	100,000円 ^{注2} (67,000円)
②	車間距離制御装置＋ 車線維持支援制御装置	トラック バス タクシー		100,000円 (67,000円)
③	ドライバー異常時対応 システム	トラック バス タクシー		100,000円 (67,000円)
④	先進ライト	トラック バス タクシー		100,000円 (67,000円)
⑤	側方衝突警報装置	3.5t 超 8t 以下のト ラック バス		50,000円 (33,000円)
⑥	後側方接近車両注意喚起 装置	3.5t 超のトラック バス		50,000円 (33,000円)
⑦	統合制御型可変式速度 超過抑制装置	バス		100,000円 (67,000円)
⑧	アルコール・インター ロック	トラック バス タクシー		100,000円 (67,000円)
⑨	事故自動通報システム	トラック バス タクシー		50,000円 (33,000円)
⑩	事故自動通報システム (後付けのものに限る)	トラック バス タクシー		30,000円 (20,000円)
⑪	車輪脱落予兆検知装置 (後付けのものを除く)	8t 以上のトラック 乗車定員 30 人以上 のバス		50,000円 (33,000円)
⑫	道路標識注意喚起装置	トラック バス タクシー		30,000円 (20,000円)

注1) 表中()書きは、3.(1)で定義する補助対象事業者が②のうち、中小企業者等以外の者及び貸渡事業において貸渡し先の自動車運送事業者が中小企業者等以外に該当する場合の補助率等である。

注2) トラックにはトラクタ(第5輪荷重を有するものに限る。)も含まれ、衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付きに限る。)については、トラクタに装着するもので当該トラクタとともにトレーラーを導入する場合の補助限度額は15万円とする。

(イ) 車両1台あたりの補助限度額

- (a) 同一車両に(ア)早見表の①～⑫に掲げる複数の装置を装着する場合の車両1台あたりの補助限度額は、トラック20万円、バス30万円、タクシー15万円とする。
- (b) 一般貸切旅客自動車運送事業及び貸渡事業において貸渡し先の自動車運送事業者が中小企業者等以外の者に該当する場合、同一車両に(ア)早見表の①～⑫に掲げる複数の装置を装着する場合の車両1台あたりの補助限度額は、20万円とする。
- (c) 事故自動通報システム(後付けのものに限る。)がサブスクリプション形式で提供される場合においては、車両1台あたりの補助限度額は12カ月分の料金の2分の1とする。なお、一般貸切旅客自動車運送事業及び貸渡事業において貸渡し先の自動車運送事業者が中小企業者等以外の者に該当する場合、車両1台あたりの補助限度額は12カ月分の料金の3分の1とする。

5. 申請者

補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、補助対象事業者がリース事業者の場合にあっては、次の(i)、(iv)、(v)、(vii)、(viii)、(ix)及び(x)は、貸し渡し先の自動車運送事業者の要件とする。また、(ix)または(x)については、補助金優先採択(※)を希望する補助対象事業者が満たすべき要件とする。

※ 補助金優先採択とは、被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援に限る)の申請受付期間において、申請多数により一部申請を不採択とする必要がある場合に令和7年度(又は令和7年)に賃上げに取り組むことを表明している申請者を優先的に採択するもの。

- (i) 補助対象者が自動車運送事業者(リース契約の相手方となる場合を含む。)の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号)又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号)に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定していること。
- (ii) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額以上であること。
- (iii) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として、トラック・タクシーは3年～5年以上、バスは5年以上とし、リー

ス契約期間が当該期間を満たしていない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を満たすまでの間、補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。

- (iv) 申請日から、過去3年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていないこと。
- (v) 貨物自動車運送事業を経営する者であって、申請時点において、補助対象装置を導入された車両の所属する営業所の保有台数が5両以上であること。
- (vi) 車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則（ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません）とするが、振出日から3ヶ月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る）及びクレジット一括払いについても認めるものとする。（所有権留保は認められません。）
- (vii) 同目的のもと国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- (viii) 補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む）より補助事業実施に係る調査を行う場合があり、その場合は調査に協力すること。
- (ix) 申請を行う年度の事業年度において、対前年度比で「給与総額」を1.5%（中小企業者等以外の者にあっては3%）以上増加させる旨を従業員に表明するとともに、8.（14）の賃上げ実績を示す書類を提出すること。
- (x) 申請を行う年度の事業の暦年において、対前年比で「給与総額」を1.5%（中小企業者等以外の者にあっては3%）以上増加させる旨を従業員に表明するとともに、8.（15）の賃上げ実績を示す書類を提出すること。

6. 申請先

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

7. 申請受付

（1）受付期間など

受付期間、予算額及び申請にかかる留意事項については以下のとおりです。

受付期間	留意事項
公募発表の日 ～ 令和8年 1月30日（金） 午後5時00分 （留意事項参照）	・ 令和7年4月1日～令和8年1月30日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両の購入（新車新規登録）又は補助対象装置を購入し取り付けを行ったうえで支払いまで完了したもの。 ・ 申請にかかる審査は、申し込み順に行います。 ・ 受付状況は、JATAのホームページで公表いたします。

(2) 申請の方法

申請は、JATA 申請システム※から行ってください。

※JATA 申請システム URL：<https://ataj-asv.jp>

JATA ホームページ URL：<https://www.ataj.or.jp/>

8. 補助金申請に必要な書類

・申請に必要な書面

- (1) 交付規程様式第1号様式（交付申請書兼実績報告書）（申請システムへの入力）。
- (2) 交付規程様式第1号様式（その2）又は（その3）で該当するもの（申請システムへの入力）。
- (3) 交付規程様式第4号様式（請求書）（申請システムへの入力）。
- (4) 申請者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業）が運送事業を営んでいることを証する書類、申請者の資産及び負債に関する書類並びに中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者若しくは中小企業等協同組合法第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であること、またはこれ以外であることを証する書類（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書の直近事業年度分から必要部分（「資本金の額・従業員数の記載があるページ」、「損益計算書のページ」及び「貸借対照表のページ」）を抜粋したもの等）。
- (5) 当該補助金の申請をするにあたり必要な事項への宣誓書（別紙様式1）（申請システムへの入力）。
- (6) 補助対象装置を装着した車両を購入した際の領収書の写し（登録番号又は車台番号が記載されたもの）。なお、補助対象装置を購入した際の領収書に記載の金額は、新車新規登録申請後に交付された自動車検査証の車両状態に要した経費。
- (7) 補助対象装置を設置したこと及び補助対象装置の単価（消費税除く）を確認するに足りる書類として、①、②のいずれか。また、後付け事故自動通報システムにあっては、設置したことを確認するに足りる書類として③。
 - ①納品書の写し（各装置価格の値引き後の単価が内訳としてわかるもの）
 - ②搭載証明書（購入車両に装着されている事を証明し、かつ購入時の値引き後の単価がわかるもの）
 - ③（後付け事故自動通報システムのみ）次の状態が分かるカラー写真
 - ア. 車載器を車両に取り付けた状態がわかる写真
 - イ. 車載器又はカメラにあっては、上記ア. に加えて、次の写真。
 - a. 車載器又はカメラを取り付けた車両の前後の外観写真
 - b. 当該車両のナンバープレートの写真（a.の写真でナンバープレートが判読可能であれば省略可能）。

※①、②においては、登録番号又は車台番号が記載されたものとする。

※領収書による支払いの事実及び補助対象装置の単価等の確認ができない場合は、国土交通省と協議のうえ JATA が別途書類を指示します。

(8) (申請者がリース事業者の場合) 賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明細書。

(9) (申請者がリース事業者の場合) 申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類(現在事項全部証明書の写し、貸借対照表及び損益計算書等)。

※7.(1)の受付期間内において、2件以上の申請を行う場合においては、事前に提出することにより、以後の提出を省略することが出来ることとする。

(10) (申請者がリース事業者の場合で当初のリース契約期間が財産処分制限期間を満たしていない場合) 取得から財産処分制限期間を満たすまでの間、自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことを証する書類(トラック・タクシー3~5年以上、バス5年以上)。 ※11.注意事項(2) 参照

(11) 自動車検査証記録事項の写し(所有権留保を解除した場合は新規登録したときの自動車検査証記録事項及び移転登録後の自動車検査証記録事項の写し)。

(12) 振込先口座の通帳表紙並びに通帳を開いた 1、2 ページ目の写し (コピー) 又は口座が表示されている画面の画像ファイル

* 補助金優先採択を希望する場合、以下の資料をあわせて提出すること。

(13) 従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙様式2)。

(14) 5.(ix)の補助金優先採択を希望した補助対象事業者は、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」。

(15) 5.(x)の補助金優先採択を希望した補助対象事業者は、賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」。

※一度提出された申請資料等(電子ファイル)は、返却できませんのでご了承ください。

※JATA は、必要に応じて上記以外の資料を求めることがあります。

9. 交付申請兼実績報告の審査

JATA は、補助金交付申請兼実績報告の申請があった場合には、公正かつ透明性が確保された手続により交付決定等を行うため、当該申請に係る審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行います。

10. 交付決定及び額の確定通知

申請の内容について審査を行い、交付決定を行うとともに、補助金交付申請兼実績報告の内容を審査の上で補助金の額の確定を行い、交付決定通知書兼交付額確定通知書(交付規程様式第2号様式)により JATA 電子申請システムで申請者に通知します。

11. 注意事項

- (1) 被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援に限る）は、同目的のもと国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しません。
- (2) 補助金を受けて購入した車両は、車両登録の日から以下の表に記載する財産処分の制限期間の期間内について保有義務（リースの場合は同一の事業者において使用を継続する義務）が生じます。その間に売却等で所有者又は使用者を変更する場合は、売却等に先立って JATA の承認が必要になるとともに、原則として補助金の一部を返還していただくことになります。

補助対象事業者	財産処分の制限期間
一般貸切旅客自動車運送事業者	5 年（5 年）
一般乗合旅客自動車運送事業者	5 年（5 年）
一般乗用旅客自動車運送事業者	4 年 ^{注1} （5 年）
特定旅客自動車運送事業者 （補助対象機器を設置する自動車の乗車定員が 11 名以上）	5 年（5 年）
特定旅客自動車運送事業者 （補助対象機器を設置する自動車の乗車定員が 11 名未満）	4 年 ^{注1} （5 年）
貨物自動車運送事業者	4 年 ^{注2} （5 年）

（ ）内は、事故自動通報システム（後付けのものに限る）の制限期間

注1 総排気量が2リットル以下のものは3年、3リットル以上のものは5年

注2 積載量が2トン以下のものは3年

- (3) 補助金交付申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに JATA ホームページ上で公表を行います。
- (4) JATA 申請システムにおいては、予算額を超過する恐れがある場合でもシステム上で受付を行うことができますが、予算額超過後の申請については不受理とさせていただきます。その場合、担当者より速やかにご連絡致します。
- (5) 補助金交付申請にあたり、担当者から申請の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から速やかに不備等を補完してください。不備訂正が補完された後、審査が再開されます。
- (6) 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請を却下するとともに、以後の申請を受理しない場合があります。
- (7) 補助金優先採択を希望する者が、7.申請受付に定める期限までに5. (ix)又は(x)に定める賃上げ実績を示す書類を提出しなかった場合は、補助金優先採択を行いません。

(8) 補助事業者が以下の関係会社から補助対象機器等を調達（取り付けを含む）する場合は、利益等排除の対象となりますので、JATA に申し出てください。

- ① 補助事業者自身
- ② 100%同一資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社

12. その他

本要領に定めのない事項につきまして、JATA は国土交通省と協議を行い、補助対象事業者に対しその見解を示すこととします。

(本件に関する問合せ先)

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 事業部 補助金執行グループ

電話 03-4330-1024

※受付時間：平日（年末年始（12月27日～1月4日）を除く）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

問い合わせメールアドレス kokuhojo@ataj.or.jp

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 木場 宣行 殿

宣 誓 書

当社は、令和7年度事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援に限る)に係る申請において、以下について相違ないことを宣誓いたします。

記

〔 暴力団排除に関する事項 〕(申請者が地方自治体である場合を除く)

1. 私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。かつ、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
2. 私の法人の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員ではありません。
3. 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
4. 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
5. 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。
6. 装置を販売・取付けする店舗等のいずれかが、上記1から5のいずれにも該当しません。

〔 令和7年度事故防止対策支援推進事業に係る事項 〕

- 国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。)を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けません。
- 「旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年9月19日国土交通省告示第1087号)または「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」(平成18年9月19日国土交通省告示第1090号)に基づく安全マネジメントを実施し、輸送の安全性の向上に努めています。(申請者がリース事業者の場合、貸し渡し先運送事業者が実施)
- 令和7年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業(自動車運送事業の安全総合対策事業)を完了したことを確約します。

〔 過去の行政処分に係る事項 〕

- 申請する日から、過去3年の間において、これらの法律(道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法)に基づく行政処分(警告、勧告は含まず)を受けていません。(申請者がリース事業者の場合、貸し渡し先運送事業者が当該行政処分を受けていないこと)

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日
住 所
氏名及び名称

電子申請においてはシステム入力

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 木場 宣行 殿

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和7年度(又は令和7年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)1.5%(中小企業者等以外の者にあつては3%)以上引き上げることを表明いたします。

また、以上のことについて従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
住 所
氏名及び名称

以上の内容について、我々従業員は、下記のとおり代表者より表明を受けました。

記

表明を受けた日 令和 年 月 日

表明の方法

令和 年 月 日
事業所名称
従業員代表 氏名
給与又は経理担当者 氏名

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、募集要領に定める期限までに、当該年に給与総額が前年と比べ1.5%(中小企業者等以外の者にあつては3%)以上増加した旨の分かる当該事業年度の「法人事業概況説明書」をJATAに提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類をJATAへ提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合には、募集要領に定める期限までに、当該年に給与総額が前年と比べ1.5%(中小企業者等以外の者にあつては3%)以上増加した旨の分かる当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」をJATAに提出してください。
3. 上記1. 又は2. に関する書類が公募要領に定める期限までに提出されなかった場合は、被害者保護増進等事業費補助金交付申請及び実績報告の優先採択対象外となります。